

漢語動詞と和語動詞との、語義上の対応・相関関係

『三教指帰注』 『光言句義釈聴集記』 『法草百座聞書抄』を資料として――

佐々木 峻

はじめに

- 一 研究の目的と方法
- 二 訓漢字との関係
- 三 三文献に認められる「一字漢語動詞」
- 四 対応和語動詞の存在及びその検討
おわりに

はじめに

旧稿「脱政鎌倉時代の漢語サ変動詞語彙の比較研究」
六文献における漢語サ変動詞語彙の比較研究
――特有語彙と共有語彙の観点から――（『録
倉時代語研究』第一輯 牧野泰子氏と共同 昭和五
十三年三月）の題下に、

- 1 三教指帰注（中山法草經寺蔵）
 - 2 法草百座聞書抄（法隆寺蔵）
 - 3 光言句義釈聴集記（高山寺蔵）
- の外、『高山寺本古往来』、『古本説話集』、『宇治拾遺物語』の、計六文献について、すべての漢語サ変動詞をとり上げ、比較・考察を試みた。（その際、

三巻本色業字類抄についても、聊か触れるところがあつた。）本稿は、右に続いて、漢語サ変動詞と同義類義の関係にあると思われる和語動詞を調査し、両者の対応・相関の関係を追究してみようとするものである。但し、本稿は、中間報告とすべきものである。

本稿では、旧稿と異なり、右掲1・2・3の三文献に限定した。その理由は、左の如くである。

- 1 当該三文献は、それぞれ、△注釈と説話▽、△説経と説話▽、△注釈・辭説▽の内容をもち、1・2に対し、3がやや隔たる）、文体差等もあるが、共に片仮名交り文であるという共通点をもつ。
 - 2 語義の比較研究として本稿で試みようとするものは、初期段階での試論である。対象文献を多くすることは、考察に混乱をきたす恐れがある。
- なお、1の点については、小林芳規博士の『中世片

後名文の国語史的研究。(衣島大塚文学部紀要) 特輯号3 昭和四十六年三月に詳しい(並頁以下)ので省略する。また、2に關しては、以下に試みる方法を、今後、修正し発展させることによつて、多数の文献を処理することも可能にせんと考へる。

次に、以下では、所謂「一字漢語」に限つてとり上げるものとする。その理由もまた、右2の理由に準ずるものである。(語義の比較的単純なものからとりかかるというわけである。)

一 研究の目的と方法

1 研究の目的

「片仮名交り大」は、表記面からすれば、ハ漢字と片仮とから成る文章であり、語彙面からすれば、ハ和語と漢語(それも、相当量の)とから成る文章であると言えよう。特に後者に於いては、漢文訓読における和訓と字音との交渉にも似た、和語と漢語との交渉が行われ、両者の融合したところに、片仮名交り文が存立し得たと解される。しかし、その交渉・融合の過程は、必ずしも分明ではない。

当期以降、漢語の日本語に占める位置がますます

大きくなつていくことは、周知の事實である。しかしながら、和語と漢語とが、相互交渉の中でどのような推移をたどつたかという問題を討究する試みは、国語研究史上、緒に着いたばかりであるとも言えるのではなからうか。本稿の目的は、右に言う交渉の事實の一端を明らかにするところにある。

2 研究の方法

前記三文獻に見られる「一字漢語」は、その大部分が漢字表記であるのが注目せられる。この漢字表記を一つの拠り所として、観智院本類義抄を検し、同字に付された和訓のうち、

ア 動詞訓を選別する、

イ 選別した動詞訓に該当するものを三文獻それぞれについて探査し(総索引——既刊・稿本——に依る)、同義・類義と想定せられるものを選別する、

の手續に従う。

また、三巻本色葉字類抄では、一字漢語に限つてその幾らかのものに、サ変動詞であることを明示する付訓が見られる。これも、重要な参考資料として得る。

以上の外に、筆者のやや恣意的な判断に基いて対

応和語動詞を想定し、現行の国語辞典に依って檢し、参考資料とする。

右の方法に対して、まず、文献毎の意義分類を行い、その結果に基いて比較考察を進めるといふ方法も考えられる。否、この方法こそが正道であると思われるかも知れない。恐らくは、これら二方法を総合するところに、より正しい認識に達する道が拓けるとも考えるのである。更にまた、第三第四の方法の開拓もなされねばなるまい。

注*1は、築島裕 中山法華經寺藏本 三教指帰注索引及
小林芳規編 (直刊予定)

2は、小林芳規編『法華白塵經書抄總索引』
(武蔵野書院 昭和五十年三月刊)

3は、小林芳規他編『光言句義叙聴集記 語彙索引』(高山寺資料叢書『明恵上人資料』)

第二 東京大学出版会 昭和五十三年三月刊)

二 「訓漢字」との關係

小林芳規博士に、「訓漢字」に関する御研究がある。日本語を表記する際、多数の漢字群のうちの特
定ものは、原則として、ハ一漢字一和語の、

狭い対応關係で用いられるハ常用漢字へ現代の当用漢字の如きもの)の存することを実証せられた。このような漢字の用法は、既に、上代から見られるという。

注*1は上代における書記用漢字の訓の体系(『国語と国文学』4、7、昭和四十五年十月) へ第二部

2. 「訓点資料の訓字について」(『文学・語学』4、昭和四十五年十二月)

3. 「訓漢字一覽(稿)」第一部 傍訓一(私家版 昭和四十五年十一月)

4. 「訓漢字一覽(稿)」第三部 音義・訓註、古辞書一(私家版 昭和四十六年三月)

訓漢字存在の死見は、日本人の文字生活研究上、極めて重要な意義を有するものである。

ところで、右の諸論文で明らかになった訓漢字と漢字を等しくする漢語サ変動詞を見ると、左の二語が得られる。(漢語動詞の部頭に付した洋数字は、次節に掲げる一覽表の整理番号である。)

食小(右々一第三部) | 食す 持つ | (右3) | 第一節) | 持つ 安く、置く(一) | 安す 合す(一) | 合す 死ぬ(三) | 死す 失

成なり (一・三) | 成なり 成なり (一・二)・成なり
 (一) | 成なり 破やぶ (三) | 破やぶ 答こたへ (二)
 報かえ (一) | 報かえ 反かへ (三) | 反かへ 立たつ
 (一・三) | 立たつ

右は、本編でとり上げた三文献全体の一字漢語8語
 に対しては多強を占めるに過ぎない。更に、厳密な
 詔義の共通性という点になると、両者の関係はま
 ます隔たる結果になると考えられる。換言すれば、
 漢字としては共通しながらも、その漢字が、ハ訓漢
 字動詞である場合とハ音漢字動詞である場合と
 では、語義を等しくするのよりも異にするのが普通
 であるということになる。このことは、例えば「愛
 す」(後述)の如く、対応する和語(固有のもの)は
 もとより、造語としても)を持ち得なかったものが
 存することにも関わる問題であろう。

三 三文献に認められる一字漢語動詞

旧編に倣い、各文獻に特有のものから共有のもの
 へという順に分類して、総体を左に掲げる。

(一) 三教指帰注を中心

- (1) 三教指帰注のみに見られるもの(9語)
- 1 号ごうす
 - 2 化くわす
 - 3 食じきす
 - 4 詣よす
 - 5 借じやくす

- 6 治ちす
 7 付つす
 8 表ひょうす
 9 領りやうす
 (2) 三教指帰注の外、光言句義釈聴集記
 にも見られるもの(6語)
 10 變へんす
 11 行ぎやうす
 12 惣そうす
 13 損そんす
 14 持ぢす
 15 通つうす

- (3) 三教指帰注の外、法華百座聞書抄
 にも見られるもの(4語)

- 16 季きす
 17 制せいす
 18 奏そうす
 19 変へんす
 (4) 三本に共通して見られるもの(4語)

以上、23語のうち、三卷本色葉字類抄にサ変動詞形
 の付訓の認められるのは、2・6・10・13・14・17・18・19・20・23の
 10語であり、中には、「チス」と、差声が見られる。
 また、右のうち、語幹が仮名表記される例は、法
 華百座聞書抄に偏っている。

- 16 ケウシ(オ487) 17 セイシ(ラ24) 20 クン申テ(オ
 225) クンシテ(ウ199) 18 コウシテ(ウ279) 13 ラウ
 シテ(オ499)

他では、三教指帰注での「クセイシ」(二十八ウ
 3・二十九ウ6)が見られるのみである。

(二) 光言句義釈聴集記を中心

- (1) 光言句義釈聴集記のみのもの(43語)

- 24 安す 25 榮す 26 印す 27 縁す 28 応す
 29 加す 30 学す 31 合す 32 感す 33 記す
 34 共す 35 帰す 36 訓す 37 計す 38 極す
 39 坐す 40 死す 41 失す 42 執す 43 生す
 44 成す 45 咒す 46 順す 47 善す 48 撰す
 49 詮す 50 即す 51 墮す 52 対す 53 長す
 54 破す 55 配す 56 講す 57 別す 58 通す
 59 報す 60 反す 61 翻す 62 約す 63 融す
 64 離す 65 立す 66 略す
- (2) 「光言句義釈聽集記」の外、「法華百座聞書抄」にも見られるもの（7語）
 67 観す 68 現す 69 釈す 70 誦す 71 断す
 72 注す 73 滅す

以上50語のうち、三巻本色葉字類抄にサ変動詞形の付訓の認められるものは、25 32 33 35 39 42 48 55 59 66 68 70 の12語で、25 に「アンス」、39 に「サス」、59 に「ハイス」、69 に「ホウス」の声点があり、70「誦」には「シウス」とある。

また、右の50語に仮名書き例は一例も見られないが、²⁴共シテレ（「光言句義釈聽集記」上27）³⁸極シテレ（同下④24）の如く、(一)では見られなかった傍訓を有する例が存する。

69「釋す」は、「光言句義釈聽集記」では8例のすべてが正字の「釋」表記であるが、「法華百座聞書抄」では「イ尺」（イ34）と、抄物書になっている。これら表記面での差異は、同時に、使用語彙の差とも関わり合うものかも知れない。

(三) 「法華百座聞書抄」のみのもの（10語）
 74 講す 75 困す 76 修す 77 存す 78 勅す
 79 持す 80 亡す 81 奉す 82 服す 83 勞す

右のうち、三巻本色葉字類抄にサ変動詞形の付訓の認められるものは、⁷⁷存すの一語である。また、「法華百座聞書抄」では、傍訓を持った例として、⁷⁸「勅シテレ」（ウ203）の一例が見られるのみである。

- 四 対応和語動詞の在・不在及びその検討
- 以下では、左の五項目に分けて考察を進める。
- (一) 当該漢字につき、観智院本類聚名義抄中に動詞訓を見出すも、三文献中のいずれにも、対応する和語動詞を見出し得ぬもの
 - (二) 当該漢字につき、名義抄中に和訓を見出すも、動詞訓を見出し得ぬもの
 - (三) 当該漢字につき、名義抄中に和訓を見出し得ぬもの

(四) 当該漢字につき、名義抄中に対応する和語動詞

を見出すも、当該文献中にその用例を見出し得ぬもの

(四) 当該漢字につき、名義抄中に対応する和語動

詞が見出され、かつ、当該三大献中のいずれかにその用例を見出し得るもの

なお、以下にとり上げるお語のうち、**ニテ** **惣** **テ** **ハ** **惣** **シ** **テ** **モ** の一語は、

惣(シ) **テ** **惣**(シ) **テ** **ハ** **惣**(シ) **テ** **モ**

の如く、用法に著しい偏りを見せているので、今は暫く動詞用法とは認めず、考察の対象からは除く。

(三) 当該漢字につき、観智院本類聚名義抄中に動

詞訓を見出すも、三文献中のいずれにも、対応する和語動詞を見出し得ぬもの

(以下、三文献の名称を、左の如く略記する。)

1 三教指帰注 ↓ [三]

2 光言句義釈聽集記 ↓ [光]

3 法華百座聞書抄 ↓ [法]

本項に該当するものに、

- 1号す 6治す 16多す 17割す 20信す 27縁す 31合す
- 32感す 33訓す 34坐す 35執す 36究す 37根す 38遍す
- 39翻す 40離す 41立す 42観す 43釈す 44誦す 45注す

46講す 47勸す 48奉す

の27語がある。これらについて、名義抄を換するに

エト号すレでは、

號胡ヲ又號、ハクヨハフ、サケフ、クダニ 號ヨハフ、サケフ 又号号内、號ヨハフ、サケフ 東人云本ヲフ

(増下る六)

と、「ナク、まばふ、さけぶ」(それに「ネラフ」

も)の三動詞訓が認められるが、「号す」の用例(例は、

○性ヲ先例ニ石ヲ以テ号シテ玉ト國王ヲスガシマ

イラストテ [三] 一ハオウ 傍線は私。以下同じ)

の如くであって、語義が対応しない。(なお、[三]に

「呼ぶ」の例は無く、「名ヲクル」[三]四ウ)がある。)

○「治す」(3例)は、例えは、

○洗胃云ハ腹中ニ病ヲ治スルヲ云也、[三]四ウ)

の如く、いずれも病を「いやす」義である。三巻本

色葉字類抄にも、「治」(前田家本上るウ)とある。

一方、名義抄には、「ヲサム ハル タモツ ヒラ

ク ホル ツクロフ ハラフ ミカク ツクル」(法

上三二)と、多数の動詞訓を見出すも、適合するも

のが見当たらない。([三] に、「つくろふ」はらふ

の用例は存せず、「いやす」の用例も存しない。)

「さむ」は、「統治」又は「収納」の意の用例のみで

ある。)

ル「孝す」(3例)

○五人マコトノ母ノコトクセ余年カホトケウシツ
カフルホトニ、(法)オ37)

名義抄「ノフ」ツカマツルマサルカシコマル
ウヤマフ(法)下一三九)とある。名義抄の「孝」
字には見えないが、右用例甲に見える「ツカフル」
の「仕ふ」が相近い。(右用例は、[三]に2例[法]にも例)
カ「制す」は、「制止」の義に等しく、色葉字類抄
にも、

制北家本又校訂止(前田家本 下二〇九ウチ 辞字)

とある。また、[三]の用例にも

○時伯夷淑清是ヲ制止ス、(中略)時流候長
良云云シ大臣、比ヲセイス、(二九ウチ)

の如く、同一文脈中で両者が共存している。一方、
名義抄には、「ツクル」(僧上九五)の一訓が見え
るのみである。

名義抄を離れ、和語一般として考えてみるのに、
「制す」に対応するものとして「とどむ」がある。
(訓漢字としては「止」字。)しかし、[三]、[法]での
用例は、

○名ヲ後代ニトメタリ、(三) 三ハウチ)

○悪事ヲトメテ、(三) 三ハウチ)

○御心ヲトメテヲホシメサハ(法)オ37)
などは、「制す」とは別義であり、「制す」と対応
するのは、左の一例のみである。

○「トメテ」トテトメ、(三) 三ハウチ)

[三]に於ける「制す」「制止す」「とどむ」の三者に
如何なる差異があるのか、今のところ未詳である。

カ「信す」(三)ノ例、(光)3例、(法)7例)

○衆生諸佛ヲ信ス、(光)上38)

当該字について、名義抄には、「ムヘナフ」ツ、
ム、エケ、セム、マカス馬行ウヤマフ、キハム、
フル(仏上三三)と、多数の動詞訓が見えるが、適
合するものは見当らない。中で、「ウヤマフ」がや
や近い。[光]に、左の如き例が見える。

○佛前ニテ佛ヲ敬フ極信恭敬ノ形ヲ作ル、サレハ
聲ノ物ヲウヤマウヤウヨ作ルナルヘシ云々、(上
37) 37)

また、色葉字類抄には、「信シ」(前田家本 下
七ニオ)とある。

カ「縁す」の用例は、左の一例のみである。

○「テ」ノ理趣門ニ入テ心ニ理趣清淨ノ句ヲ縁シテ、
法界ニ遍周シテ(光)上38)

一方、当該字に対して名義抄には、「ヨル」ツタフ

シタカフ メクル ツラナル イツハルレ (法中一三四) が見られるが、いずれも適合しないように思われる。色葉字類抄には、

縁エン (前田家本 一五ウノ 人事)

とあって、サ変動詞形とはなっていない。「縁」を動詞化して用いることは、或いは、特殊な場合だったのか。

*注 現行の国語辞典の中には、これを「仏語」とし、

「心とこの働きが対象に向かひて働いて、その対象のすがたをとらえる」として、往生要集・袋草紙・雜阿含經・成唯識論等の用例を掲げている。(小学館『日本国語大辞典』に依る。)

但し、前掲の用例に右の解が適合するか否か、なお検討の余地がありそうに思われる。

30 「坐す」(各例)

○行者中央 = 坐シテ (光上 387)

当該字につき、名義抄には、「井ル マシマス」ス
フ ヲリ ヨル ツミル (法中六七) とある。光
の各例は、いずれも「座を占める」の意と思われ、
「ぬる」「まします」「をり」等では置き換え難く
思われる。(色葉字類抄には、「坐坐臥」へ前田
家本 四五オノ 人事) とある。)

シ「合す」は、光にのみ 8 例が認められる。一例は、
○即チ能所ヲ別スレハ事理ノニツ是ヲ合スレハ終
ニツ也 (上 200)

の如くである。語義は「別す」に対立し、「ニツ」
「終ニツ」から明らかなように、和語「あはす」
に対応する。(訓漢字とも一致) しかるに、名義抄
では、当該字に「カナフ」「ソル」「ハカル」「アツマ
ル」「アフ」(僧中一) とあるのみで、「あふ」が見
当らない。(但し、「アハセテ」の副詞訓は存す。)
色葉字類抄には、

合カフ (前田家本 上一〇一オノ 員数)

合ツクチ (同右 上一〇三ウニ 辞字)

とある。また、光には、和語「あはす」は皆無で、
「合」の義を表わす動詞は、「合合す」一形という
ことになる。

32 「感す」は、左の一例である。

○普通ノ摩尼珠ト云ハ我等カ感スルモノ也 (光上 134)

名義抄「感」字には、「ウウコク イタム カナフ
ホム カフル」(僧中三八) の五つの動詞訓が見ら
れるが、いずれも右例に適合しない。(色葉字類抄
では、「感カマス」へ前田家本 上九七オノ))
*「訓す」の用例は、左の一例である。

○文ヲ心得ト云モ一文ニ付テ、文ヲ訓シ義ヲ云ニ

ニノ義、三ノ義アルヘシナント云ハ、(光上33)

一方、名義抄「訓」字には、「ヲシフ シタカフ

イマシム ミヲヒク シタフル」(法上六一)の六訓

が見られるが、いずれも適合しない。名義抄「訓」

字には存しぬいが、(光)に見える和語動詞「よむ」の

例の中に、「訓す」の語義に近いものが見られる。

(全ク例、上巻の終り近くにも例、下巻の初めあた

り「本并本に依り補った部分」にも例と、分節の偏

つているのが注目せられる。)うち一例は、左の如

くである。

○問、寫ヲオトヨム如何、(下33)

また、次の例、

○諸宗ニ書ノ十卷ハカリツ、ヨミタラハ、(上37)

は、「書を読む」の例であり、分節上、唯一の例外

とされる。(但し、「書を読む」義の例は、上巻に

もある。)次例、

○漢字モ唐書ニ訓ナケレトモ心ヲ得ツレハ其ノ訓

ニヨミアツルコソ物ヲヨムニテハアレ、(上38)

からは、「訓ニヨミアツル」ことが「訓す」ことで

あり、「よむ」は、「訓す」よりも広い概念である

ことを示唆しているようにも受取られる。(前掲の

「訓す」の用例で、「文ヲ心得」と言い、「文ヲ訓

シ」と「義ヲ云」とを対句にしていることと、右の

例とを併せ考えるに、「心得」ことと「読む」こと

とが、語義上、通うところがあると言えそうである。

○「執す」(光3例)

○エハナクダ、我ト思ヲハ執執ト云、其ノ五蓋ノ

録ヲ執スルヲハ法執ト云、(上35)

名義抄「執」字には、「トル トラフ マモル マ

サル」(仏下末一八)とあり、色葉字類抄には、「執

シラス」(前田家本 下七ニウ 人事)とある。

○「咒す」(光に1例)は、

○問、又咒ルニ草木土砂ヲ即チ印ニ現ス仏徳ヲト

云意如何、(上33)

とあり、名義抄「咒」字には、「ノロフ ウタフル

の二動詞訓が見える。(光)に用例なし。が、いずれ

も、右用例に適合するものとは思われない。

○「撰す」(光2例)は、

○此ノ句義釋ハ以字ヲ別シ釋ス、此ノ抄ニハ以字

ヲ撰シタル也、此ノ以字ハ語ノ字ナル力故撰シ

タルモ其ノ謂ヒアルナリ、(上279(280))

である。用例中の「句義釋」は「原典」を、「此ノ

抄」は、当「聽集記」を指すのであろう。文脈から

察するに、「別す」と対立する意義を有し、その点では、既述「合す」に相近いものか。ところで、名義抄「扱」字には、「ヲサム アツム カヌ トル コク ラソル サシハサム ヤシナフ カイツク ロフ タ、ス ラサム」(仏下本七七)と、多数の動詞訓が認められる。それらの中から「別す」の対立概念に近いものを拾えば、「ヲサム」「アツム」が得られる。(「ヲサム」は用例無し、「アツム」は、「おぼえあつむ」「つくりあつむ」があるのみ) 又「遍す」(二例)の一例は、左の如くである。

○此ノ不生ノ性カ遍スル時ニ物ヲ聞キ見ルニモ、西ニアレトモ又東ニモアリ、(光上70)

また、名義抄「遍」字には、「ヲハル ホトコス ミツ エク」(仏上五八)の訓が見えるが、いずれも合わない。(形容詞訓ではあるが、「アマチシ」に近い。但し、[光]に用例は存しない。)

又「翻す」(一ノ例)は、左例に見られる如く、「相翻」「対翻」の義に相近いものようである。

○凡ソ梵漢ノ相翻ノ習ハ字コトニ如ク此ノ対翻スルコトナゲレトモ唯一句ヲ以テ惣シテナニカシト云ト翻スルコトオ、シ、(光上13)

一方、名義抄「翻」字には、「カヘル カケル ト

フ キホフ モコヨフ ヒルカヘル」(僧上九九)、また、「翻」字には、「ヒルカヘル トフ カヘル コトハカケル」(僧下一〇八)の動詞訓が認められるが、適合するものが見当たらない。(或いは、「カヘス」「ひるがヘス」がやや近いかとも思われるが、用例は存しない。)

○上ハ此ノ三句ヲ大蓮花種族、大金剛種族、離シテ叙スル也(下202)

名義抄「離」字には、「ハナル サル ヒラク 未カル チル ハナツ カ、ル ツラヌ アフ カフ 更 ツク」(僧中一三六)の諸訓が見えるが、いずれも適合しない。(「はなす」という他動詞形の見えないのが注目される。「はなつ」は別義、「ヘダつ」「わく」「わかつ」は、名義抄の「離」字に訓が見えず、[光]に用例も存しない。)

又「立す」(一ノ例)

○我法タニ空ナラハ此ノ功德ヲ得ツヘキヲ忘情ノ前ハ夢如シノヤウナレトモ我法ヲ執シテホツト中ニ生ルレハ十方界立ス、(光下69)

名義抄「立」字に、「チリフ タツ サタム」(法上九〇)とあり、「立つ」ならば用例も存するが、

同義とはなし難い。(訓漢字は「立つ」)

67 「観ず」(光)2例・(法)2例)

○ 観自在ヲ取初ニスヘタテマツリタルハ、三諦ノ

法文ヲ観シ給ニ、自在ニマシマセハナリ。(法)オ

名義抄「観」字には、「ミル」ノソム、サトル、オ

ヨフ、ヨソフ、アフク、ネタル、ウカフ、オホウス

シメスレ(仏中八一)とある。うち、「みる」「さ

とる」は、やや近いかとも思われるが、果して同義

であるかどうか、確信が持てない。

67 「釈す」(光)8例・(法)1例)

○ 中ノ大日経疏ナントニハオ、取リリノ「釋シテ

不可釋沙汰ナキ也、(光)上ノ

名義抄「釋」字には、「トク」ユルス、ハナツ、カ

ナフ、トホル、カスフ、ヤル、クヲオロス、又フ

スフ(管下ハ〇)とあり、それらのうち、「とく」

がやや近いかに見えるが、用例について検するに、

結局、別義とすべきものようである。

67 「注す」(光)ノ例・(法)3例)

○ 戒抄物ニ此「注」ヲ旋転ト注シタリ、(光)上ノ

は、その一例である。また、名義抄「注」字には、

「ソ、ハ、ク、ト、ム、モ、チ、升ル、ヤ、ハ、ク、ス、ツ、ク、着

イル、ソシル、ナツラク、カ、ル(法)上三四)

とあって、「ヤハクス」等が相近いかとも見られる

が、右例に徴するに、やはり不適合とすべきものか。

(光)・(法)共に、「やはくす」の用例は存しない。

67 「講す」(法)5例)

○ 百日法花経ヲ講シケルハテノ日、(ウ)4)

名義抄「講」字には、「カムカフ、カナフ、カマフ

トク、ナラフ、マツル、詣、詣、和、エラフレ(法

上五六)の動詞訓が認められる。中で、「とく」が

やや近く、用例も認められる(既述)が、やはり、

同義とはなし難い。

67 「誦す」(光)5例・(法)2例)(67「注す」の前に補入。)

○ コノ僧法花経ヲナム誦シケル。(法)オ)

の如く、「音読」の義に近い。一方、名義抄「誦」

字には、「ヨム、ウタフ、カソフ、トカムレ(法)上

七二)の四訓が見えるのみで、適合するものは見当

らない。(「よむ」については既述。むしろ、「と

なふ」(法)に6例の方が近いようである。色葉色

類抄には、「誦」ハ前田家本、下七ニウ、入事

とある。)

67 「勅す」(法)1例)

○ 龍王ニ勅シテメスニ、(ウ)2)

については、名義抄「勅」字に「ト、ソフ、ツ、シム、シタカフ、マフ、イマシム、ダ、ス、勞、備、進、レ」(僧上八三)とあるうち、「ソノタマフ」がやや近い(用例は56例存す)が、同義とはなし難いように思われる。

例「奉す」(ノ例)

○蓮花根ハ奉ラテム。(法ウ92)

右「奉す」は、「たてまつる」義であるが、名義抄「奉」字には、「ウク、サ、ク、ウケタマハル、ツカムマツル、與、養、レ」(仏下末二四)とあって、該当例は存しない。(法に「ささぐ」の用例は存するが、すべて「支え持つ」の義である。なお、訓漢字は「奉る」であり、名義抄にその和訓は無く、法に用例も存しない。)

82「服す」は、左の一例のみである。

○此沙弥ハイカナル不死薬ヲカ服シケム。(法オ82) 対する名義抄「服」字には、「キル、ウラム、ツク、サトル、ナツク、ナラフ、カハル、シタカフ、ツカフ、ト、ソフ、ウ」(仏中一三三)とあるが、適合する動詞訓が存しない。(「ウ」が「得」に該当する動詞訓であることは、「得部勅メ」シ、ホシイマ、糸トク 得或得今」(仏上三七)によって証することができ

る。)名義抄「服」字中の和訓に混って「用」とあるのが、「用ぬる」の訓漢字であることは、先掲の、小林芳規博士の御論文に、

「用」ユル我れば无数の方便を以ル思こと(山田本方便品)

異ナル方便を以たまはむ思こと(同上)

无量の方便を以たまはむ思こと(同上)

種種の法門を以たまはむ思こと(同上)

飲物を須用(キル)ベシ(唐招提寺藏最勝王經)

喚フことを須用(キル)る(同上)

(「訓点資料の訓字について」ハ文学

語学分 88頁 昭和45年12月)

との御指摘があり、訓漢字と見られるもののようである。但し、法に見られる「用ぬる」の2例(オ14、オ15)は、いずれも「採用」の意であって「服用」の意ではない。(「用ぬる」を「服用」の義で用いた例は、既に平安時代から存するようである。)

「飲む」は、名義抄「服」字には見出せないが、法に用例は存する。(ケ例)但し、「鉄ノマロカシヲノママム」(ウ39)等とあって、「服す」に等しいものとは見難いようである。

以上を通覧して思うに、これらの漢語動詞が表記

される漢字に対応する適切な和訓が名義抄中に見出し難いことは、単なる偶然なのか、それとも、しかるべき理由があつたことなのか。後述の「愛す」の如く、当初から字音語として用いられ、遂に対応する和語を持たなかつたものの存することからすれば、以上に掲げ来つた諸語も、或いは、「愛す」と同様、特定の概念を来わすものとして、日本語の中に、独自の地位を占めていたものかも知れない。

(二) 当該漢字につき、名義抄中に和訓を見出しも、動詞訓を見出し得ぬもの

本項に該当するものは、26「印す」34「共す」の2語である。

「印す」の例は、

○印スト云ニ能印所印アルヘシ、荷カ何ヲ印スル

ソト云ニ此ノ大智大悲虚空大印カ三不善根ヲ印スル也、(光) 上36し37

の3例である。また、名義抄「印」字には、「オシテシルシ」の如く、名詞訓しか見当らない。

「共す」の用例は、

○形ハカハレトモ同ク薦ニテワタルヲ共相ト云、サレハ共シテワタリタル法カ別ニツクラレテ形ノカハリテ差別シタルヲ自相ト云、(光) 上37

の1例のみで、名義抄「共」字には、「トモニ」(下木二六)の一訓が見えるに過ぎない。

「印す」は、「書く」「しるす」とは別義であろう。「しるす」は、(光)に用例が存せず、「しるす」とどむ(下38)が1例見られるが、「内題ノ字ノ外ニ料紙アレハ書シト、メムカ時ニ書候ナリ云ミ」とあつて、「文字・文章を書き」とどめる「意である」。

「共す」は、用例中に見られる「わたる」に近いものか。「共す」の語形は、現行の国語辞典にも見出しに立てていない。右例で、「共」字に声点と傍訓とが付されているのは、何を意味しているのだからか。(光)独自の造語である可能性も、なくはない。

(三) 当該漢字につき、名義抄中に和訓を見出し得ぬもの

本項に該当するのは、10「愛す」18「奏す」の2語である。

「愛す」は、(三)で、

○常ニ我ヲ妻ノ悪女ヲノミ愛シキ、(五〇オノ)

○鷹犬酒色(心)ダカ、ヒ、イヌカヒ、サケノミ、女ヲ愛スルヲ云フ也、(五ウウ)

○カ、ル女ヲ愛セシ者也、(三〇ウノ)

○玉有り、極テ鷄ヲ愛シテ飽マ、(四〇オ2)

の々例が認められ、「人」に対する情愛の外に、「動物」もその対象になつてゐる。一方、〔光〕では、

○此ノ蓮花ノケカレサルカ如クシテアルカト思テ

是ヲ愛スルニ佛界ニ蓮花ヲ生ス、是カ以我功德カ、如来加持力ト云ハ是ヲ愛シツヘキ衆生ノ爲ニ衆生佛境界ヲ愛スルハ蓮花ヲ生ス、（オ83ト84）

の如く、抽象的・精神的なものが対象となつてゐる。いづれにもせよ、名義抄に「愛」（僧中五三）とのみあつて訓註がまつたく存しないことや、佐竹昭廣氏の御指摘*をも考え合わせるのに、「愛す」が、先項（一）で取り上げた諸語と性格を相等しくするものように思われる。（色葉字類抄には、「愛アス」ハ前田家本 下二九ウ 入事Vとある。）

*注 「罪」・「罰」・「愛」など（若波日 講座）

本語〔9〕 語彙と意味 昭和22年6月）の中の「意味の変遷」。但し、右〔光〕の例は、氏の説かれる「仏教的見地から見た悪念としての『愛』」といつた狭義のものではない。

「奏す」は、〔三〕に、

○臣下奏シテ云（六）ク（四七オオ）

○時ニ童男クワン女、還テ此ノ事ヲ奏ノ始皇ニコノ旨奏ス、（一六オオ）

とあり、〔法〕に、

○時ニ獄卒アキレアヤシミテ、此ノ事ヲトフテ〔法〕ニ奏ス。（オ89）

○「……」ト奏スルニ、（オ82）

とある。（色葉字類抄には、「奏」ハ黒川本 中一六ウ 入事Vとある。）以上々例の「奏す」の対象となる人物は、帝王もしくは閻魔王であるが、逆に帝王等に「言上する」ことを表わす動詞には、「奏す」の外に「申す」がある。〔三〕の「申す」々例のうち、國王に対するもの々例（地の文）である。〔法〕では、國王に対するものかと思われる例として、オ82・オ83の2例がある。但し、これは、國王に直接「言上する」ものではないかも知れない。

*注 采田隆氏の〔法〕の敬語法に関する詳論（「法 単百座聞書抄の敬語法」ハ小林芳規編『法草 百座聞書抄総索引』所収V）があるが、右の「奏す」と「申す」の相関については、特に触れてはられない。

「申す」が、釈迦や内親王に対して用いられてゐることは、これの敬意が極めて高いことを示してゐるが、それに対して、「奏す」が、更に高い敬意

を表明しているとも考えにくい。[三]法の「奏す」は、共に孤例とも見るべきものであり、「申す」中心の敬語法の中に、向らかの事情によって(例えば、特別の待遇意識が働いて)用いられたものであろうか。今の所、未詳とすべきものようである。

(四) 当該漢字につき、名義抄中に対応する和語動

詞を見出すも、当該文献中にその用例を見出し得ぬもの

2「化す」(ノ例)

○頭蟲ハ著身而變白、身蟲普頸化(三)ヒオノ名義抄「化」字の訓「ヲシフ」メクム、ウツクシフヲモフク、ギス、アラタム、エク、ホタル、カハル、オツ、ウコク、ミタル、ウルフル(仏上三二)の中では、「かはる」が適合しよう。右例で、「化す」が「変す」と対句をなしているのも参考になる。(色葉字類抄には、「化」時類聚「大正新編」ハ黒川本七八オ辞字Vとある。)

ノ「領す」(ク例)

○互ニ論(シ)テ因ヲ領セスヲスツ(三)ニ九ウノ名義抄「領」字には、「アツガル」ヲサム、サツク(仏下本二四)とある。うち、「ヲサム」が対応すると思われるが、その語義に適合する用例は存しな

い。(「治す」参照)なお、色葉字類抄には、「領」リマウス(前田家本 上七四オ、辞字)とある。

ル「損す」(三ノ例、光ノ例)

○其ノ故ハ悪事ヲタクミ生ヲ殺シ物ヲ損ス、(三)ニ一オス)

○アマリハタクトシテヒソメクホトニ智慧眼ヲ損スル也、(光上九)

名義抄「損」字には、「オトス」ソコナハル、オホフ、スツ(仏下本七三)とあるもののうち、「オソコナハル」が適合しよう。色葉字類抄にも、「損」ソコナハル「ソコナハル」(黒川本中一八オ、辞字)とある。[三]光に用例が存しない。但し、[三]には、「ニぼつ」(三九オ)、「ニぼす」(四九オ)、「ヤバる」(三ニウ)が見える。

ノ「持す」(三ノ例、光ノ例)

○是ノ王「先王、御時ニ手足ヲ切(三)レナカラ此(三)玉ヲ持シテ以テ参ルハヤウン有ルヲトテ(三)十(三)名義抄「持」字訓「タモツ」モツ、トル、タスク、クルフル(仏下本七一)の中では、「たもつ」が適合しよう。色葉字類抄には、「持」チスレ「前田家本 上六八オ、辞字」とあり、訓漢字として「持」チスレであるが、当該二文献共にその用例が存しない。(「も

つしは[三]にカ例存するが、「たもつ」とは別義。

カ「通ず」(三)之例・(光)之例)

○シカレトモ五音ニレウノ音ラウノ音通シル故ニ

ラウ月(下)ハ云(三)習(六)カシタルセ、(三)六ウ(五)

○マトムト通セリ、(光)下(四)之)

名義抄「通」字訓「トホル」カヨフ「サトル」ユク

(弘上五六)の中の「かよふ」が適合するが、当該

文献に用例が存しない。

以下、²⁴「安ず」(光)之例)には「スフ居」(弘

下末二八)、「²⁵「記す」(光)之例)には「シルス」

(法上六七)、「²⁶「記す」(光)之例)には「オモムク」(法上九八)

が「帰す」(光)之例)には「オモムク」(法上九八)

(「カハル」は当らない。)(色)葉字類抄「歸」(人)也

ハ黒川本七四ウ)(訓)漢字は「趣く」(法)計す

(光)之例)には、「ハカル」又は「ハカリミル」(法

上六〇)、「²⁷「カンフ」は当らない。)、²⁸「極す」

(光)之例)には、「キハマル」(但し、名義抄は「ギ

ハム」の語形)(弘下本一五)、²⁹「即す」(光

之例)には「ツク」(僧下二〇)、³⁰「長ず」(光

之例)には「マス」(弘下本三三)、³¹「破す」(光

之例)には「ヤフル」又は「キル」(法中一)(前

田家本)色葉字類抄へ上ハハワ辞字Vには、「破ル」

訓漢字と³²は「破る」(法)計す」(光)之例)

には「³³「シル」(法上六二)、³⁴「列す」(光)之例)

には「³⁵「カツ」(僧上九二)、³⁶「報す」(光)之例)

には「³⁷「ムクユ」(僧下八三)、³⁸「及す」(光)之例)

には「³⁹「サカフ」(僧中五一)、⁴⁰「約す」(光)之例)

には「⁴¹「ツ、ム」(法中一二四)、⁴²「略す」(光)之例)

例)には、「ハナク」(弘中一〇七)(色)葉字類抄

には「略リヤクス」ハ前田家本 上七四オ 辞字Vと

ある。)(⁴³「⁴⁴「サカフ」(法)之例)では、名義抄に、「アリ

ト、ム」ノゴル マシマス メクム」(弘上八四)

とあって、「とどむ」がやや近いが、

○人命ヲ存スルモノアリカタシ、(ウ)4/3)

の「存す」に対して、

○ソノ中ニモ「修換其心」トマウスヌヲ御心ヲト

メテヲホシメサハ、(ウ)3/3)

の「とどむ」は、別義とすべきものである。(名義

抄「存」字には見えないが、「たもつ」に、「志う

こゝの命ヲタモテ給ヘ」ハウ⁴⁵と、類義の一例が

ある。「ながらふ」の用例は見えない。)

以上の夕語は、「⁴⁶「⁴⁷」(三)でとり上げた諸語とは、

名義抄中に対応する和訓を見出すという点で、異なつた性格を有するものである。しかし、ここに見出した和訓が、果して適合すると言ひ得るものかどうかに、依然、問題は残っている。(名義抄の和訓がどのような語義を担っているかは、知る由もない。)ともあれ、当該文献に、これらの漢語動詞に対応する和語動詞の用例の存しないことは、それとして、意味のあることではないかと思ふ。即ち、これらの漢語動詞は、当該文献内に於いて、特定の語義を担つた独自の地位を占めるものだ。たのではないかといふことである。

(2) 当該漢字につき、名義抄中に対応する和語動詞が見出され、かつ、当該三文献中のいずれかにその用例を見出し得るもの

本項に該当するものは、全部で34語を数える。これらに於ける語義上の和漢の対応と対応の意味とについては、興味深いものがある。但し、その究明については、なお未解決の事柄も多くあるので、今は、対応関係にあると思われる漢語動詞と和語動詞とを一覧するにこのめ、他は、継続課題としておく。

食す(三ノ例) | クフ(三ノ例) | モクフ(三

- 2 例)・ワラフ(三ノ例) (僧上二〇四)
- 4 請す(三ノ例) | コフ(三ノ例) (法上五九)
- 5 借す(三ノ例) | カル(三ノ例) (仏上二〇)
- 7 付す(三ノ例) | ツク(三ノ例) (仏上七)
- 8 表す(三ノ例) | アラハス(三ノ例) (法中三六)
- 11 行ず(三ノ例) | オコナフ(三ノ例) (仏上四二)
- 9 変す(三ノ例) | カハル(三ノ例) (僧甲五三・五九)
- 20 具す(三ノ例) | ソナハル(三ノ例) (僧甲五三・五九)
- 22 住す(三ノ例) | スム(三ノ例) (仏中七八)
- 23 論ず(三ノ例) | アランフ(三ノ例) (法上三)
- 25 案す(三ノ例) | カムカフ(三ノ例) (仏下本二二)
- 28 忘す(三ノ例) | シタカフ(三ノ例) (法中九)
- 29 加す(三ノ例) | ハフ(三ノ例) (僧上八四)
- 30 學す(三ノ例) | ナラフ(三ノ例) (法下三九)
- 40 死す(三ノ例) | シヌ(三ノ例) (法下三三)

は「マナフ」は、用例なし。

41 失す (光ノ例) | ウシナフ (光ノ例) (仏下末三五)

42 生す (光ノ例) | ウマル (光ノ例) | ヲムマル (光ノ例) (仏上七七八)

43 成す (光ノ例) | ナル (光ノ例) (僧中四二)

44 順す (光ノ例) | シタカフ (光ノ例) (仏下本二五)

45 書す (光ノ例) | カフ (光ノ例) (仏中九九)

46 送す (光ノ例) | アラハス (光ノ例) (法上五五)

47 撞す (光ノ例) | オツ (光ノ例) (法中四〇)

48 対す (光ノ例) | ムカフ (光ノ例) (法下二四四)

49 配す (光ノ例) | アツ (光ノ例) (僧下五七)

50 現す (光ノ例) | アラハス (光ノ例) (法中二五) | アラハス (光ノ例) (法中八四)

51 断す (光ノ例) | ツツ (光ノ例) (僧中三四)

52 滅す (光ノ例) | 他動詞 | 法ノ例 | 自動詞 | 法ノ例

53 困す (法ノ例) | ツカル (法ノ例) (法下八五)

76 修す (法ノ例) | コナフ (法ノ例) (仏上三七)

77 つとめおこなふ (ノ例)

78 持す (法ノ例) | カム (法ノ例) (仏下本四三)

79 亡す (法ノ例) | シヌ (法ノ例) | ホロフ (法ノ例) (法上九七)

80 勞す (法ノ例) | ツカル (法ノ例) (仏下末三八)

81 以上、対応すると考えられる和語動詞及びそれらの用例数を掲げたが、必ずしもそれらの全例が、同義類義の関係で対応するわけではない。例えば、20「具す」は、

【具】の例は、すべて「率る」の意(3例)、

【具】の例は、すべて「備はる」の意(6例)、

【具】の例は、ノ例が「率る」の意、4例が「備はる」の意、

の如くであって、右の場合、真に対応すると言えるのは、【具】の6例と【法】の4例のみである。

以上の(一)と(二)でとり上げなかったものに、

22 惣す (法ノ例) | 光ノ例

23 惣す (法ノ例) | 光ノ例

24 惣す (法ノ例) | 光ノ例

25 惣す (法ノ例) | 光ノ例

26 惣す (法ノ例) | 光ノ例

27 惣す (法ノ例) | 光ノ例

28 惣す (法ノ例) | 光ノ例

29 惣す (法ノ例) | 光ノ例

30 惣す (法ノ例) | 光ノ例

31 惣す (法ノ例) | 光ノ例

32 惣す (法ノ例) | 光ノ例

33 惣す (法ノ例) | 光ノ例

34 惣す (法ノ例) | 光ノ例

35 惣す (法ノ例) | 光ノ例

融す（既2例）

の二語がある。（「融す」については既述）融すは名義動詞に当該字が検出されず、現行の国語辞典でも見出しに立っていないものである。語義・用法についてもなお検討を要するものようである。

おわりに

本稿の究極の目的については、第一節に述べたとおりである。現段階では、語義に関する検討が不十分であるため、これ以上論を進めることができない。また、今後の討究の結果、(一)(四)の分類にも、いく

らかの修正も必要となるであろう。

ただ、以上の作業を通して、おぼろげながらも、
ハ漢語専一に表現される概念の存するらしいこと
和語動詞と漢語動詞とが、文献毎にある偏りを見せ
ていることが把握できたかと思う。

次稿に於いては、第四項について詳しい検討を試みるものとする。

後記

本稿の作成に当って、小林芳規先生の御教導を賜った。記して深謝申上げる。